

## 熊本市オンブズマン制度

### 【令和元年度(2019年度)運営状況の報告】

オンブズマンが市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で、市民の皆さんの権利と利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めることを目的とした制度です。令和元年度(2019年度)の苦情申立て受付件数は58件、オンブズマンが苦情処理をした件数は、前年度からの継続分20件と合わせて78件でした。また、オンブズマン条例第7条第2項に基づく発意調査は2件行い、第7条第1項第2号に基づく勧告・意見表明は行いませんでした。

#### オンブズマン制度とは？

##### ・どんな苦情が対象となりますか？

本市の仕事とその仕事に関わる職員の行為で、自らの利害に関わり、その事実のあった日から原則として1年以内の苦情です。ただし、行政不服申立てなどほかの制度を利用した場合など、取り扱わないこともあります。詳しくは、事務局へ。

##### ・苦情申立ての方法は？

書面(苦情申立書)をオンブズマン事務局へ提出してください(持参または、郵送、FAX、Eメール、ホームページにて受け付け)。オンブズマンと直接面談もできます。※要電話予約。

##### ・申立て後は？

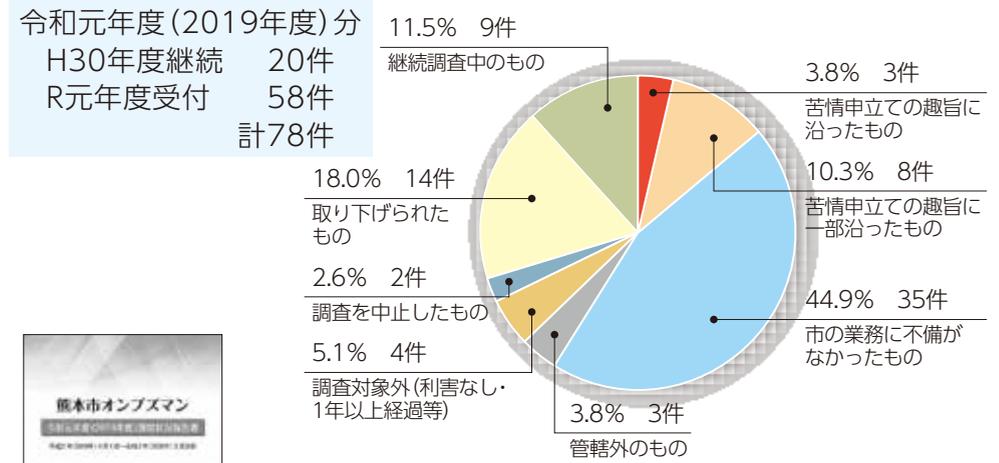
オンブズマンが苦情の内容を審査し、担当部署の調査を行います。その後、調査の結果を踏まえて、オンブズマンが一定の判断をし、その内容を申立人、市の双方に文書で通知します。

### 令和元年度(2019年度)の行政組織別受付状況

組織名	件数	組織名	件数	組織名	件数
都市建設局	19(4)	環境局	5	農業委員会	1
健康福祉局	13	市民局	2	その他の機関	1
区役所	9	総務局	1		
教育委員会	6	財政局	1	合計	58(4)

( )内は熊本地震関連。

### 苦情対応結果(平成30年度継続分を含めた78件)



#### 年次報告書が完成！

オンブズマン事務局、区役所、まちづくりセンターに置いてあるほか、市ホームページからもダウンロード可。

(オンブズマン事務局 ☎096-328-2916)

## 7月1日～レジ袋が有料になります

海洋プラスチックごみ問題や地球温暖化などの解決に向けた第一歩として、レジ袋の有料化を全国一律でスタートします。これをきっかけに、エコバッグを持ち歩くなど、ご自身のライフスタイルを見つめ直していきましょう。

### 対象となるレジ袋

購入した商品を持ち運ぶために使用する持ち手付きのレジ袋が対象です。

#### [判断ポイント 01 / 素材]

対象	対象外
プラスチック	紙、布

#### [判断ポイント 02 / 持ち手]

対象	対象外
持ち手がある	持ち手がない

#### [判断ポイント 03 / 商品を入れるか]

対象	対象外
袋の中身が商品	景品、試供品

※表示等により商品と明確に区別されるもの

#### [判断ポイント 04 / 辞退できるか]

対象	対象外
消費者が辞退できる	袋が商品の一部、別の法令で決められたもの(免税の袋など)

※プラスチック製のレジ袋であっても一定の環境性能を満たすものは有料化の対象外となる場合があります。  
※レジ袋の価格は事業者ごとに異なります。

詳しくはこちら➔



レジ袋有料化に関する相談窓口 **事業者向け ☎0570-000930** **消費者向け ☎0570-080180**  
(温暖化・エネルギー対策室 ☎096-328-2355)

## 移住者向け中古住宅購入補助金

空き家の発生抑制および定住人口の増加に向けて、県外から本市へ移住される方に対し、中古住宅を購入する費用の一部を補助します。

### 補助金額

- ・居住誘導区域内の場合：上限**50**万円
- ・上記以外の場合：上限**30**万円
- ※補助割合は購入経費の1/2です。

### 補助の対象になる方

- ・1年以上継続して県外にお住まいの方
- ・本市に転入後3年以内の方で、転入の直前に1年以上継続して県外に居住していた方 など

### 補助の対象となる中古住宅

- ・一戸建て住宅、または区分所有の長屋建て住宅・共同住宅の住戸のいずれか
- ・建設工事完了の日から起算して2年以上経過しているもの
- ・申請日より過去に人が住んだことがあるもの など

### その他補助の要件

- ・補助金交付決定前に売買契約を締結していないこと



- ・購入した中古住宅へ転入または転居後2年以上継続して居住すること
- ・3親等以内の親族間売買でないこと
- ・災害リスクが高い区域でないこと など

受付開始日：7月6日(月)から  
定員：約20件(先着順)  
申請方法：郵送で〒860-8601 住宅政策課 住宅政策班へ

補助金交付申請書は、市ホームページからダウンロードまたは住宅政策課で配布。

必要書類は内容により異なる場合があります。

詳しくは、市ホームページまたは住宅政策課住宅政策班へ。

(住宅政策課住宅政策班 ☎096-328-2438)